

# 屋外での猫の複数頭飼育

飼い主であるなしにかかわらず屋外でもやみに猫に餌をやるのは、猫のためにもならず、また多くの場合近隣とのトラブルの原因になります。餌を与えるという楽しみだけを享受して、周りの迷惑は知らぬふりというのは、社会では通用しません。また、餌を与えて猫を集めれば子猫が生まれ、1頭のメス猫が2年で80頭以上に殖える計算になり、一人の人がきちんと世話をできる数をはるかに超えてしまいます。もし、不妊去勢手術を行っていないのに数がそれほど増えていないのであれば、生まれた子猫はどこかで死んでいるのです。それは本当に猫を愛している行為でしょうか。近隣に迷惑をかけないためにも、野生動物保護のためにも、猫自身の安全・健康のためにも、猫は室内で飼うことが原則です\*6。

屋外で猫を飼うことは、猫を交通事故や感染症などの危険にさらします。ワクチンを接種していない猫が集まると、1頭が伝染病を持ち込めばあっという間に他の猫に広がります。猫の数が増えれば増えるほど、ケンカや感染症のリスクを増やし、適切な世話を受ける機会を奪っているのです。



## 事例

### 猫への餌やりで飼育禁止や慰謝料を命じられた裁判例



集合住宅(タウンハウス)で複数の猫に餌やりをしていた被告に対し、屋内で1匹、屋外で4匹の猫を飼育していること、その他の猫を含む屋外での餌やりは、糞尿、ゴミの散乱、毛の飛散、騒音、物品の破損、猫除けの設備の破損などの被害を及ぼしていることを認定した上で、これらは、動物飼育の禁止、迷惑行為の禁止を定めた規約に違反すること、屋外での餌やりの方法は、受忍限度を超える住民の人格権を侵害することなどを理由に、敷地内及び屋内の猫への餌やり禁止、住民への慰謝料(3~13万円)支払いなどを命じました。

(東京地方裁判所立川支部、平成22年5月13日)

## 参考事例

### 適正な活動で猫との共生に成功した地域の例

高度成長期に開発された郊外の住宅街で、無責任な餌やりにより餌場を中心に30匹以上の猫が集まり、糞尿・悪臭・花壇を荒らされるなどの被害が発生していました。自治会で問題になり、「捕獲処分する」「猫を他へ移転する」などの意見を経て、「餌やりを禁止し猫の散逸を待つ」という消極的な対応を始めましたが、根本的の解決には至りませんでした。そこで自治会員のCさんが発起人となり、**地域の環境美化の一環**として住民が取り組み、猫との共存を目指すことにしました。

Cさんは活動グループ（自治会役員を含め9名程度）を組織し、自治会掲示板付近で**猫の給餌管理、協力者宅の敷地内にトイレを設置**、動物愛護団体のアドバイスで活動に理解のある動物病院の協力を得て**猫の不妊去勢手術**を実施。手術の費用はバザーや募金の収益金、資源ごみ回収の奨励金など既存の制度を活用したり自治会からの支出でまかないました。

手術済の標識を着けた猫の周知、住民の理解を得るために活動も継続しつつ、無責任な餌やりの人に対しては、非難したり排除したりするのではなく**話し合いや餌やり方法の改善**を進め、協働する方向を目指しました。今ではルールも定着し、猫の増加による被害も減少、自治会内の理解・協力は格段に向上、地域合意を得た活動は着実に継続し、隣接する地域の関心も高まってきています。



### 猫との共生活動に必須な条件とは

- ・地域の理解と協力
- ・地域住民の認識と合意
- ・飼育管理者が明確
- ・対象の猫の把握
- ・フードやふん尿の管理
- ・不妊去勢手術の徹底
- ・周辺美化など地域のルールの遵守
- ・一代限りの生命を全うさせる

